

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト推進による地域ブランド力強化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道余市郡仁木町及び余市町

3 地域再生計画の区域

北海道余市郡仁木町及び余市町の全域

4 地域再生計画の目標

余市・仁木エリアは、温暖な気候を生かして、古くから果樹栽培の盛んな地であり、道内第一位、第二位の生産量を占める。中でもワイン用ぶどうの栽培は、余市町においては30年以上の歴史を持ち、仁木町においてもこれから更なる栽培農家の進出が見込まれている。また、ヴィンヤードを中心とした美しい景観は、余市・仁木エリアのイメージを形成しており、近年ではワイン特区の活用等により、コンパクトなエリア内に様々な規模のワイナリーが展開しつつある。

一方で、国産ブドウを原料とし、醸造される「日本ワイン」は、国内流通ワインの7%程度と非常に少ないのが現状であり、国際的にみてもまだ競争力が高いとは言えない現状がある。

このため、栽培適地に余裕のある仁木町を中心として、高品質なワイン用ぶどうの栽培面積の拡大を図り、エリア内の原料供給能力を高めるとともに、ワイン生産量を増加させることによって、余市町の既存ワイナリーや飲食店での提供を充実させるなど、国産のワイン用ぶどう栽培を出発点としたワインツーリズムの展開による、交流人口の増加と域外資金の流入を促し、醸造業、飲食・宿泊といった観光業までがコンパクトエリアで完結する、日本ワイン産業の代表的な集積地の形成を目指す。

【数値目標】

KPI	ワイン関連 観光客数	ワイン用ぶどう 栽培面積	ワイン用ぶどう 生産者数	年月
申請時	41,000 人／年	170ha	52 軒	平成 28 年 3 月
初年度	61,000 人／年	182ha	56 軒	平成 29 年 3 月
2 年目	101,000 人／年	192ha	60 軒	平成 30 年 3 月
3 年目	151,000 人／年	204ha	64 軒	平成 31 年 3 月
4 年目	201,000 人／年	214ha	67 軒	平成 32 年 3 月

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

質・量ともに高水準のワイン用ぶどう生産を背景として、エリア交流人口の増加、及び生産基盤への還元といった地域経済の好循環を生み出すことを目的とし、推進主体が中心となって地域資源とも結びついたワインツーリズムプロジェクトを実施することで、地域ブランド力の強化を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

北海道余市郡仁木町及び余市町

2 事業の名称及び内容：

余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト推進による地域ブランド力強化事業

本事業は、余市、仁木両町が連携して、エリア全体のワイン用ぶどうの栽培量が大きいことを生かし、両町の観光協会を中心としたワインツーリズムの推進主体となる組織を構築する。同組織がエリアを訪れる観光客に対してコンシェルジュ機能を発揮することで、地域の農水産物とのマリアージュや公共交通機関との連携等、

利用者にとってワンストップ窓口の提供を整備し、エリアを訪れる観光客の増加を図る。

また、エリア内の生産基盤を確立することで、ワイン産業の振興と新規就農者の増加を図る。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・推進主体となる連携組織がツーリズムの中心的役割を担い、構成員が各々の役割を發揮しながら自立化に向けた運営を行う。行政は自立化に向けた情報提供やPRを補助する。

【地域間連携】

- ・隣接する余市、仁木両町が連携した取組を行うことにより、ワイン用ぶどうをはじめとする、果樹栽培における道内及び国内での優位性を一層強固なものにするとともに、国際的競争力を持ったワイン産業集積地の形成を目指す。

【政策間連携】

- ・ワインツーリズムの展開により、第一次産業、第二次産業の経済効果の波及を促すとともに、風景、農水産物販売所やウイスキー工場といった、他の観光資源とも効果的に結びついた観光コンテンツの充実を推進し、道内外及び国外からエリア内に滞在する観光客の増加を図る。

【自立性】

- ・推進主体の物販収入、試飲や紹介等のコンシェルジュ機能に対する利用料等の事業収入と、生産者、ワイナリー、飲食店、その他関係団体による負担金収入による自立化を目指す。

【その他の先導性】

- ・両町を合わせたワイン用ぶどう栽培面積においては、国内でも大きなシェアを占

めており、日本ワインの取組を進めるための原料用ぶどうの現地生産、現地醸造の環境も整っている。ワインツーリズム実施による事業収入による自立化を目指す。観光客は、半径5km圏内のコンパクトなエリア内で多様な形態の個性的なワイナリーを巡ることができる。

4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

KPI	ワイン関連 観光客数	ワイン用ぶどう 栽培面積	ワイン用ぶどう 生産者数	年月
申請時	41,000 人／年	170ha	52 軒	平成 28 年 3 月
初年度	61,000 人／年	182ha	56 軒	平成 29 年 3 月
2 年目	101,000 人／年	192ha	60 軒	平成 30 年 3 月
3 年目	151,000 人／年	204ha	64 軒	平成 31 年 3 月
4 年目	201,000 人／年	214ha	67 軒	平成 32 年 3 月

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、3月末時点の KPI の達成状況について、推進主体の報告を両町の事業担当部署で吸い上げ・取りまとめを行い、外部有識者や議会の関与を得ながら、効果検証を行う。

6 交付対象事業に要する費用

① 法5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 121,000千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成32年3月31日（4ヵ年度）

8 その他必要な事項

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 6次産業化推進事業

事業概要:本町特産品のブランド化を目的としたPR活動、並びに農水産加工、ワイン産業の振興を推進する事業を行うとともに、ワイン教室、ワイン講座、ワインパーティー（札幌市内ホテル）の開催や、さっぽろオータムフェストでのワイン試飲販売出店等の事業を実施する。

実施主体：余市町

事業期間：平成28年度～平成31年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

外部有識者による実地調査、ヒアリングの実施による検証を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

事業実施の翌年度7月をめぐり、KPIの達成状況及びその理由について評価を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

評価を行った後、両町のホームページで公表するとともに、議会への報告を行う。